

【資料5】

第50回全国育樹祭宿泊輸送等計画策定業務委託  
企画提案競技審査基準

(別紙1)

審査項目	審査基準		配点
企画提案書及びプレゼンテーション	企画提案書の詳解度	・企画提案書が詳しく、具体的であるか。	10
	プレゼンテーションの明瞭性	・プレゼンテーションが明瞭であるか。 ・伝えるための工夫があるか。	5
実施体制	業務実績	・過去の全国育樹祭の宿泊輸送業務の受注実績 ・過去の皇室行事の業務実績 ・県内の宿泊輸送関係の業務実績	15
	問題解決能力、課題発見能力	・過去に受注した宿泊輸送業務ではどのような問題が発生し、それに対しどのような対処をして解決したか。 ・秋田県では宿泊計画・輸送計画それぞれについて、どのような問題の発生が考えられ、具体的にどのような対処案を提案できるか。	15
	統括責任者の過去の類似業務の従事実績	過去の全国育樹祭の宿泊輸送業務の受注実績	5
	主任担当者の過去の類似業務の従事実績	過去の全国育樹祭の宿泊輸送業務の受注実績	5
	業務実施体制	・迅速かつ確実な業務を行うための実施体制と人員の確保が十分であるか。 ・業務経験を持った担当者の数と配置 ・協力企業がある場合、その実施体制	15
業務全体	業務実施方針	・第50回全国育樹祭基本計画の理解度 ・本業務の目的、条件、内容の理解度 ・業務に対する取り組み意欲	10
名簿管理	名簿管理 案内状・招待状作成方針	・参加者名簿管理計画、案内状・招待状作成計画が具体的であるか。 ・効率、確実性、安全性を高めるための工夫があるか。	10

【資料5】

宿泊計画	主要宿泊エリアの選定	・主となる宿泊エリアと宿泊施設の選定方針と理由	20
	秋田県の宿泊事情	・秋田県の宿泊施設の状況の把握度、分析状況 ・宿泊施設確保見込みや実績	15
	受付、案内、緊急時対策方針	・管理体制 ・宿泊施設発着、受付、案内、緊急時対応の体制と手法 ・円滑に実施するための工夫	15
輸送計画	輸送ルート、手段の選定	・主となる輸送ルートの選定方針と理由 ・主となる輸送手段の選定方針と理由 ・秋田県の交通事情とバス等の状況の把握度 ・バス等の手配見込みや実績	20
	会場周辺の輸送	会場周辺の混雑を防ぎスムーズな輸送を行うための工夫	15
	駐車場、誘導人員、資機材、緊急時対策	・会場の駐車場、誘導人員、資機材等の配置計画と理由 ・災害等緊急時の対応方法の確実性	15
弁当計画	弁当計画	・必要となる弁当数量の確保計画の具体性 ・弁当業者の選定方法 ・搬入・搬出体制	15
記念品計画	記念品等配布計画	・各行事における記念品提案の具体性、魅力度 ・配布計画	10
視察計画	視察計画	・森林・林業への理解を深め、自然、伝統文化、特産物等の秋田県の魅力を満喫できる内容となっているか。 ・視察コース別の行程、料金、人数及び募集方法は妥当か。	10
料金徴収計画	料金徴収計画	・料金徴収、精算、確認方法及びその体制 ・各種料金（キャンセル料や振込手数料等）の扱い	10
スケジュール	全体スケジュール	・令和9年度本番開催までのスケジュールが具体的で、詳しく分析されているか。	10

【資料5】

役割分担	実行委員会との役割分担	・令和9年本番までの実行委員会（秋田県）との役割分担が具体的で、妥当であるか。	10
提案内容に係る概算経費	R8 見積価格	・積算の妥当性	5
	R9 見積価格	・積算の妥当性 ・経費節減を図るための工夫や配慮及び費用対効果	10
計			270
賃金水準の向上及び女性の活躍推進	賃金水準の向上の取組に関する加点措置（別紙2）		15
	女性の活躍推進の取組に関する加点措置（別紙2）		15
合計（満点：300点）			300

（別紙2）

○配点表1（賃金水準の向上）

大区分	小区分	配点	
役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率 ※1	1.50%以上	9	最大 15
	2.00%以上	12	
	3.00%以上	15	
「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表	—	1.5	

○配点表2（女性の活躍推進）

大区分	小区分		配点	
一般事業主行動計画の策定・届出	従業員100人以下の企業	女活法 ※3	各	最大 1.5
		次世代法 ※3	0.75	
えるぼしチャレンジ企業認定 ※2			3	最大 9
法令に基づく認定	女活法 ※3	えるぼし	4.5	
		プラチナえるぼし	6	
	次世代法 ※3	くるみん	4.5	
		プラチナくるみん	6	

【資料5】

	若者雇用促進法 ※3	ユースエール	1.5	
秋田県知事表彰の受賞	女性活躍・両立支援企業表彰 ※4		各 1.5	最大 3
	女性の活躍推進企業表彰 ※4			
	子ども・子育て支援知事表彰 ※4			
	男女共同参画社会づくり表彰			

注1 評価項目「賃金水準の向上」の平均給与額の対前年増加率については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとする。

注2 評価項目「女性の活躍推進」の一般事業主行動計画の策定・届出及び秋田県知事表彰の受賞については、該当する小区分ごとに配点を行うものとする。また、法令に基づく認定のうち女活法については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとし、次世代法についても同様とする。

注3 複数の大区分に該当する場合は、その合計点（一部に最大配点の調整あり。各評価項目最大5点、合計10点）により配点を行うものとする。

注4 共同企業体制度（JV）又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を行う場合は、「賃金水準の向上」と「女性の活躍推進」の各評価項目において、個々の参加企業の配点を合計し、当該参加企業の総数で除した点数（小数点以下第3位を四捨五入）により配点を行う。

※1 所得税法第226条第1項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「④俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※2 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月に創設した本県独自の認定制度で、女活法のえるぼし認定基準に掲げる女性の採用や女性の管理職比率等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの認定取得を目指した実施計画を有する企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。

※3 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）  
次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）  
若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）

※4 「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和7年度から「女性 活躍・両立支援企業表彰」として実施する。